

北海道公報

目次

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

告 示

- 北海道公債の償還（縁故債）（財政課）一〇九
- 一般競争入札の資格に関する公示（保護課）一一〇
- 一般競争入札の実施（保護課）一一一
- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（農政部所管分 その三）（農政課）一二二
- 土地改良区の定款の変更の認可（土地改良指導課）一二三
- 道営土地改良事業変更計画の決定（土地改良指導課）一二三
- 道営土地改良事業の工事の完了（土地改良指導課）一二三
- 農業振興地域の指定の一部改正（農村計画課）一二三
- 肥料の登録事項の変更の届出（流通対策課）一二四
- 肥料の登録の失効（流通対策課）一二四
- 特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認（水産経営課）一二四
- 定置漁業の漁場計画（漁業管理課）一二五
- 知事権限に係る保安林の指定の予定（治山課）一二五
- 知事権限に係る保安林の指定（治山課）一二五
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）一二六
- 知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課）一二六
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）一二六
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）一二七
- 土地収用法による事業の認定（建設部総務課）一二八
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（建設部総務課）一二八
- 道路の区域の変更（二件）（道路整備課）一二九
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（砂防災害課）一二〇
- 公有水面の埋立ての承認の出願（砂防災害課）一二〇
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市環境課）一二一
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了（都市環境課）一二一
- 都市計画事業の認可（公園下水道課）一二二

公 表

○知事表彰の受賞者（人事課）一二三

公 告

○第四回北海道介護支援専門員実務研修受講試験の実施（介護保険課）一二三

支庁告示

○建築基準法による公開の意見の聴取の実施一二三

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（三件）一二三

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告一二四

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示一二九

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告（二件）一二三

根室海区漁業調整委員会指示

○河口付近における「さけ・ます」採捕の制限一二五

告 示

示

北海道告示第1281号

北海道公債の平成13年8月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。
平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

1 当せんした証書の番号等

銘 柄 償 還 金 額

北海道第19回1号公債

3 億円

北海道第19回2号公債

3 億3,000万円

北海道第19回3号公債

1 億5,000万円

北海道第20回1号公債

4 億5,000万円

当せんした証書の番号等
10万円券 100万円券 1,000万円券
101～110 91～99 91～99
521～530 469～477 469～477
551～560 496～504 496～504
451～460 406～414 451～460
571～580 514～522 571～580
901～910 811～819 901～910
541～550 217～220
681～690 273～276
931～940 373～376
31～40 28～36 43～56
291～300 262～270 407～420
831～840 748～756 1163～1176

第1283号

報 道 公 報
北 海 道

北海道第20回 2号公債	3 億円	711～ 720 861～ 870 991～1000	640～ 648 775～ 783 892～ 900	640～ 648 775～ 783 892～ 900
北海道第20回 3号公債	4 億5,000万円	31～ 40 91～100 881～ 890	28～ 36 82～ 90 793～ 801	43～ 56 127～ 140 1233～1246
北海道第20回 4号公債	6 億3,000万円	131～ 150 821～ 830	118～ 135 739～ 747	261～ 300 1641～1660
北海道第20回 5号公債	3 億6,000万円	-	221～ 230 681～ 690 901～ 910	243～ 253 749～ 759 991～1001
北海道第21回 1号公債	9 億円	281～ 300 961～ 980 1481～1500	253～ 270 865～ 882 1333～1350	393～ 420 1345～1372 2073～2100
北海道第21回 2号公債	10億2,000万円	1121～1140 1541～1560 1641～1660	1569～1596 2157～2184 2297～2324	1737～1767 2388～2418 2543～2573
北海道第21回 3号公債	9 億円	341～ 360 721～ 740 901～ 920	307～ 324 649～ 666 811～ 828	477～ 504 1009～1036 1261～1288
北海道第21回 4号公債	6 億6,000万円	251～ 260 291～ 300 311～ 320	226～ 234 262～ 270 280～ 288	526～ 546 610～ 630 652～ 672
北海道第21回 5号公債	8 億4,000万円	-	121～ 130 251～ 260 791～ 800	325～ 351 676～ 702 2134～2160
北海道第22回 1号公債	9 億円	341～ 350 451～ 460 711～ 720	307～ 315 406～ 414 640～ 648	987～1015 1306～1334 2060～2088
北海道第22回 2号公債	9 億円	141～ 150 231～ 240 251～ 260	127～ 135 208～ 216 226～ 234	407～ 435 668～ 696 726～ 754
北海道第22回 3号公債	9 億円	31～ 40 271～ 280 531～ 540	28～ 36 244～ 252 478～ 486	88～ 116 784～ 812 1538～1566
北海道第22回 4号公債	10億5,000万円	1～ 20 41～ 60 561～ 580	1～ 28 57～ 84 785～ 812	1～ 32 65～ 96 897～ 928
北海道第22回 5号公債	10億5,000万円	811～ 830 1071～1090	1100～1127 1464～1491	1283～1314 1699～1730

北海道告示第1282号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び委託業務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約

平成13年7月27日に一般競争入札の公告を行う平成13年9月6日に行われる北海道戦没者追悼式の特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けに係る委託契約

(2) 資 格

北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けの資格（以下「資格」という。）

(3) 業 務 の 種 類

北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年7月31日現在において引き続き2年以上特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け等の事業を営んでいること。

- (5) 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け業務の執行体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 当該委託業務に関し、要求仕様書に記載の特設台等の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申 請 の 時 期
- 資格審査の申請は、平成13年7月27日から8月6日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法
- 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 提出先の名称及び所在地
- 北海道保健福祉部保護課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再 申 請 の 事 由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有するものがその構成員を変更したものの
- (2) 再 申 請 の 方 法
- 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間

- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。
- 7 資 格 の 喪 失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- 北海道告示第1283号
- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- 平成13年7月27日
- 北海道知事 堀 達 也
- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称及び数量
- 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け各一式
- (2) 委託業務の仕様等
- 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間
- 契約の日から平成13年9月6日まで
- (4) 履 行 場 所
- 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
北海道立総合体育センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成13年北海道告示第1282号に規定する北海道の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所
- 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁6F 保健福祉部1号会議室
- (2) 入 札 日 時
- 平成13年8月9日（木）午後2時
- (3) 開 札 場 所
- (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時
- (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

第 3 章 第 1 節

第 3 章 第 1 節

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所 で交付する。

7 郵便等による入札 郵便等による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札価格が最低をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加

算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部保護課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 813

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがある。契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1284号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

第 3 章 第 1 節

(農政部所管分 その3)								
補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要	
1 食料・環境基盤緊急確立対策事業 土地基盤及び畜産環境の整備に係る農業者の負担を軽減し、これらの整備の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が食料・環境基盤緊急確立対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
2 水田作付体系転換緊急推	市町村	市町村、農業協同組合若しくは支庁長		共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部		

進事業 平成13年度において米の生産調整の緊急拡大が行われる中で、水田の有する生産力を維持・増進しつつ国内農業生産の維持・増大を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業協同組合 支庁長が適当と認める団体	が適当と認める団体が水田作付体系転換緊急推進事業を行う場合又は市町村が水田作付体系転換緊急推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 水田作付体系転換指導推進事業費 (2) 水田作付体系転換実証事業費	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第6号様式 別に表示する様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
--	------------------------	---	---	------------------------------	--

北海道告示第1285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年7月27日

認可年月日 土地改良区名
平成13. 7. 18 沙流土地改良区
同 門別町土地改良区

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1286号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年7月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月27日

地区名 事業の種類 堀達也
富野 農免農道整備 北海道渡島支庁
今南 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ） 北海道檜山支庁
中 愛別 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きよ） 北海道上川支庁
天塩川ベンケ 中山間地域総合整備（農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農用地改良保全） 同
北 野 東 ほ場整備 [担い手育成型]（ほ場整備、暗きよ、農業用排水） 同
住 吉 土地改良総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、客土、区画整理） 北海道網走支庁

幌 川 一般農道整備（過疎基幹） 同
岩 西 土地改良総合整備 [担い手育成型]（暗きよ、客土、区画整理） 北海道胆振支庁

北海道告示第1287号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年7月27日

地区名 事業の種類 北海道知事 堀 達也
桂 岡 新生産調整推進排水対策特別（農業用排水） 平成12.12.18
館 折 戸 農地保全整備（排除工事（農地保全）） 同 12. 7. 31
同 同 中山間地域総合農地防災（農業用排水） 同 13. 1. 10
西 丹 羽 同（農用地保全） 同 11. 7. 29
同 同 農免農道整備 同 12.11.30

北海道告示第1288号

昭和49年北海道告示第677号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達也
白老地域の事項中「803番地（1から4までに限る。）及び804番地（1から3までに限る。）」を「803番地（1から4までに限る。）及び804番地（1から3までに限る。）」とする。

る。）」を「803番地（1及び3から11までに限る。）」に改める。

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定による届出があった。

北海道告示第1289号

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	生 産 業 者 の 名 称	変 更 の 内 容				変 更 年 月 日
		変 更 事 項	変 更	前	後	
北海道第2122号	北海道共同石灰株式会社	代表者の氏名	代表取締役社長	藤原 充浩	代表取締役社長 宮脇 幸一	平成13. 6. 26
北海道第2358号	同	同	同	同	同	同
北海道第2364号	同	同	同	同	同	同
北海道第2733号	同	同	同	同	同	同
北海道第2784号	同	同	同	同	同	同
北海道第2825号	同	同	同	同	同	同
北海道第795号	旭 油 脂 株 式 会 社	同	代表取締役社長	大塚 謙	代表取締役社長 三箇 静雄	同 13. 6. 22
北海道第796号	同	同	同	同	同	同
北海道第939号	同	同	同	同	同	同
北海道第1060号	同	同	同	同	同	同
北海道第1546号	同	同	同	同	同	同
北海道第2209号	同	同	同	同	同	同
北海道第2276号	同	同	同	同	同	同
北海道第2781号	同	同	同	同	同	同

北海道告示第1290号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	その他の規格	生 産 者			失 効 年 月 日
					名	住	所	
北 海 道 第2804号	加工家さん ぶん肥料	3.0加工家さん ぶん肥料1号	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.5	該当なし	サミット肥料株式会社	千歳市上長都1190番地1		平成13. 7. 11

北海道告示第1291号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分

伊達 秋さけ定置漁業
豊浦 同

北海道告示第1292号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、石狩後志海区における定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免許予定日 平成13年9月3日
- 2 申請期間 平成13年7月27日から8月2日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成15年12月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容	内容たるべき事項
島小さけ定第17号	漁業種類 漁業の名称 漁業時期	漁場の位置 漁場の区域
	定置漁業 さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで 島牧郡島牧村 石狩後志海区漁業調整委員会に備え置く漁場図のとおりに

- (1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
- (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

北海道告示第1293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町麻布町57・58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
麻布町58（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁

庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 上磯郡上磯町字戸切地500の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支

庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1295号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 伊達市館山下町182の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 網走郡津別町字二又578 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在 網走郡津別町字二又578 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1296号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所 河東郡士幌町字中士幌164の7から164の9まで
- 在場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備
- た目的
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

北海道告示第1297号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在 勇払郡占冠村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 解除予定保安林の所在 紋別郡白滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 干害の防備 た目的 (3) 解 除 の 理 由 林道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び白滝村役場に備え 置いて縦覧に供する。） 5(1) 解除予定保安林の所在 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 た目的 (3) 解 除 の 理 由 林道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え 置いて縦覧に供する。） 6(1) 解除予定保安林の所在 上川郡新得町字上佐幌780の 8（次の図に示す部分に限 場所 る。） (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備 た目的 (3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新得町役場に備え 置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1298号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法 （昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定による通知があっ た。 平成13年 7 月27日 1(1) 指定施業要件変更予定 紋別郡雄武町字道有林11の 1（次の図に示す部分に限 保安林の所在場所 る。） (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 た目的 (3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産 林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 指定施業要件変更予定 紋別郡雄武町字道有林14の 1（次の図に示す部分に限 保安林の所在場所 る。） (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字道有林14の 1（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産 林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 指定施業要件変更予定 紋別郡雄武町字道有林5の 1・11の 1（以上2筆について 保安林の所在場所 次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字道有林5の 1・11の 1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）	

第 382 号

旭川市 旭川市役所

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 指定施業要件変更予定 紋別郡雄武町字道有林 5 の 1（次の図に示す部分に限保安林の所在場所 する。）

(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 目的

(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字道有林 5 の 1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1299号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成13年 7月27日

1(1) 起業者の名称 社会福祉法人 旭川あゆみ会 北海道知事 堀 達 也
(2) 事業の種類 児童福祉施設 永山くるみ保育園建設事業
(3) 起 業 地
ア 収 用 の 部 分 北海道旭川市永山町 8 丁目地内
イ 使 用 の 部 分 なし

(4) 起業地を表示する 旭川市役所 図面の縦覧場所
2(1) 起業者の名称 社会福祉法人 友和会
(2) 事業の種類 老人デイサービスセンター「ハッピー東光」整備事業
(3) 起 業 地
ア 収 用 の 部 分 北海道旭川市東光17条 8 丁目地内
イ 使 用 の 部 分 なし
(4) 起業地を表示する 旭川市役所 図面の縦覧場所

北海道告示第1300号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成13年 7月27日

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道知事 堀 達 也
パーソナルコンピュータ等の賃貸借その 1（1月当たりの単価）
ノートパソコン 61台
プリンター 5台
(2) 落札を決定した日
平成13年 6月21日
(3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
(4) 落札金額
1月当たり194,250円
(5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(6) 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第863号
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道建設部総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
2(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピューター等の賃貸借その2（1月当たりの単価）																																																																								
ノートパソコン 38台																																																																								
プリンター 5台																																																																								
(2) 落札を決定した日 平成13年6月21日																																																																								
(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 富士通リーヌ株式会社 イ 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号																																																																								
(4) 落札金額 1月当たり138,180円																																																																								
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札																																																																								
(6) 一般競争入札の公告 平成13年北海道告示第863号																																																																								
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道建設部総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目																																																																								
北海道告示第1301号																																																																								
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。																																																																								
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。																																																																								
平成13年7月27日																																																																								
<table><tr><td>1</td><td>道路の種類</td><td>道道</td><td>北海道知事</td><td>堀</td><td>達</td><td>也</td></tr><tr><td>2</td><td>路線名</td><td>夕張岩見沢線</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>道路の区域</td><td>区間</td><td>変更前 後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延長</td><td>国道等との 重複区間</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>前</td><td>9.00mから 44.00mまで</td><td>644.00m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td>21.00mから 88.00mまで</td><td>650.00m</td><td>—</td></tr></table>										1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也	2	路線名	夕張岩見沢線					3	道路の区域	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間				前	9.00mから 44.00mまで	644.00m	—				後	21.00mから 88.00mまで	650.00m	—																												
1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也																																																																		
2	路線名	夕張岩見沢線																																																																						
3	道路の区域	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間																																																																		
			前	9.00mから 44.00mまで	644.00m	—																																																																		
			後	21.00mから 88.00mまで	650.00m	—																																																																		
北海道告示第1302号																																																																								
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。																																																																								
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。																																																																								
平成13年7月27日																																																																								
<table><tr><td>1(1)</td><td>道路の種類</td><td>道道</td><td>北海道知事</td><td>堀</td><td>達</td><td>也</td></tr><tr><td>(2)</td><td>路線名</td><td>上武利丸瀬布線</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(3)</td><td>道路の区域</td><td>区間</td><td>変更前 後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延長</td><td>国道等との 重複区間</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>前</td><td>26.70mから 35.20mまで</td><td>141.48m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td>26.90mから 68.40mまで</td><td>141.48m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>前</td><td>17.40mから 21.80mまで</td><td>101.56m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td>18.00mから 60.60mまで</td><td>101.56m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>前</td><td>18.30mから 26.10mまで</td><td>205.00m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td>19.10mから 121.00mまで</td><td>205.00m</td><td>—</td></tr></table>										1(1)	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也	(2)	路線名	上武利丸瀬布線					(3)	道路の区域	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間				前	26.70mから 35.20mまで	141.48m	—				後	26.90mから 68.40mまで	141.48m	—				前	17.40mから 21.80mまで	101.56m	—				後	18.00mから 60.60mまで	101.56m	—				前	18.30mから 26.10mまで	205.00m	—				後	19.10mから 121.00mまで	205.00m	—
1(1)	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也																																																																		
(2)	路線名	上武利丸瀬布線																																																																						
(3)	道路の区域	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間																																																																		
			前	26.70mから 35.20mまで	141.48m	—																																																																		
			後	26.90mから 68.40mまで	141.48m	—																																																																		
			前	17.40mから 21.80mまで	101.56m	—																																																																		
			後	18.00mから 60.60mまで	101.56m	—																																																																		
			前	18.30mから 26.10mまで	205.00m	—																																																																		
			後	19.10mから 121.00mまで	205.00m	—																																																																		
<table><tr><td>2(1)</td><td>道路の種類</td><td>道道</td></tr><tr><td>(2)</td><td>路線名</td><td>網走川湯線</td></tr><tr><td>(3)</td><td>道路の区域</td><td></td></tr></table>										2(1)	道路の種類	道道	(2)	路線名	網走川湯線	(3)	道路の区域																																																							
2(1)	道路の種類	道道																																																																						
(2)	路線名	網走川湯線																																																																						
(3)	道路の区域																																																																							

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
網走郡東藻琴村字末広534番地先から網走郡東藻琴村字末広612番1地先まで	前	17.40 m から 20.67 m まで	439.90 m	—
	後	19.60 m から 33.50 m まで	438.99 m	—

北海道告示第1303号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年7月27日

1(1) しゅん功認可の年月日	平成13年7月17日	北海道知事 堀 達 也
(2) しゅん功認可を受けた者		
(ア) 氏 名 又 は 名 称	北海道	
(イ) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	
(ウ) 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	
(3) 埋 立 区 域		
(ア) 位 置	室蘭市東町3丁目4番7、4番10、4番38、4番75及び4番76地先の公有水面	
(イ) 区 域	次の①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
	三等三角点伊反木（北緯42度20分19秒7696、東経141度02分06秒6988）から方向角175度15分52秒の方向599.05 m の地点	
	①の地点から方向角355度26分19秒の方向100.08 m の地点	
②の地点	②の地点から方向角265度08分32秒の方向50.02 m の地点	
③の地点	③の地点から方向角355度06分42秒の方向24.93 m の地点	
④の地点	④の地点から方向角265度10分26秒の方向73.09 m の地点	
⑤の地点	⑤の地点から方向角355度12分14秒の方向26.31 m の地点	
⑥の地点	⑥の地点から方向角90度53分29秒の方向63.34 m の地点	
⑦の地点	⑦の地点から方向角116度07分32秒の方向23.32 m の地点	
⑧の地点	⑧の地点から方向角99度12分40秒の方向41.23 m の地点	
⑨の地点	⑨の地点から方向角115度37分00秒の方向47.55 m の地点	
⑩の地点		

⑪の地点	⑩の地点から方向角175度20分41秒の方向65.42 m の地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角259度30分03秒の方向13.44 m の地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角165度31分53秒の方向22.81 m の地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角237度59分13秒の方向23.97 m の地点
積	5,827.36 m ²

- (ア) 面 積
(4) 免許年月日及び番号 平成2年4月5日 砂防第3013号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 室蘭市

2(1) しゅん功認可の年月日 平成13年7月17日

(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
(ア) 氏 名 又 は 名 称	北海道
(イ) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
(ウ) 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也
(3) 埋 立 区 域	
(ア) 位 置	登別市鷺別町6丁目11番5、11番6、11番9、11番10、11番19及び11番20地先の公有水面
(イ) 区 域	次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	三等基準点基2の地点（X = -182.159、Y = -98.150.337）から方向角293度26分36秒の方向154.99 m の地点

①の地点	①の地点から方向角214度48分15秒の方向40.15 m の地点
②の地点	②の地点から方向角356度44分44秒の方向25.59 m の地点
③の地点	③の地点から方向角354度30分38秒の方向26.21 m の地点
④の地点	
積	644.15 m ²

- (ア) 面 積
(4) 免許年月日及び番号 平成6年11月2日 砂防第3073号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 登別市

北海道告示第1304号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年7月27日			北海道知事 堀 達 也		B区域 101.22㎡ 計 545.28㎡	
1	出 願 の 年 月 日	平成13年5月15日				
2	出 願 の あ っ た 国 の 官 庁		4 埋 立 て に 関 す る 工 事 の 施 行 区 域			
(1)	名 称	農林水産省	(1)	位 置	久遠郡大成町字久遠699番地先	
(2)	住 所	東京都千代田区霞が関1の2の1	(2)	区 域	次の㊦の地点から㊧の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
(3)	代 表 者 の 氏 名	農林水産大臣 武部 勤		㊦ の 地 点	久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -197,591.140、Y = -34,087.670）から方向角172度24分51秒の方向144.60mの地点	
3	埋 立 区 域	久遠郡大成町字久遠699番地先の公有水面		㊧ の 地 点	㊦の地点から方向角234度17分07秒の方向70.50mの地点	
(1)	位 置			㊨ の 地 点	㊧の地点から方向角324度17分08秒の方向150.00mの地点	
(2)	区 域	A 区 域		㊩ の 地 点	㊨の地点から方向角54度17分06秒の方向70.49mの地点	
		次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	(3)	面 積	10,574.86㎡	
①	の 地 点	久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -197,591.140、Y = -34,087.670）から方向角179度04分57秒の方向143.12mの地点	5	埋 立 地 の 用 途	漁港施設用地	
②	の 地 点	①の地点から方向角234度17分21秒の方向7.00mの地点	北海道告示第1305号			
③	の 地 点	②の地点から方向角324度17分07秒の方向5.00mの地点	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。			
④	の 地 点	③の地点から方向角54度16分47秒の方向3.10mの地点	平成13年7月27日			
⑤	の 地 点	④の地点から方向角324度17分07秒の方向100.80mの地点	1	組 合 の 名 称	美瑛町鉄西土地区画整理組合	
⑥	の 地 点	⑤の地点から方向角234度16分47秒の方向3.10mの地点	2	事 務 所 の 所 在 地	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	
⑦	の 地 点	⑥の地点から方向角324度16分59秒の方向2.26mの地点	3	事 業 施 行 期 間	平成4年1月24日から平成21年3月31日まで	
⑧	の 地 点	⑦の地点から方向角54度14分06秒の方向7.00mの地点	4	施 行 地 区	上川郡美瑛町北町1丁目、北町2丁目、北町3丁目、大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目及び本町1丁目の各一部	
B 区 域		次の⑨の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と⑯の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	5	設 立 認 可 年 月 日	平成4年1月14日	
⑨	の 地 点	久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -197,591.140、Y = -34,087.670）から方向角228度55分51秒の方向82.03mの地点	6	変 更 の 内 容	資金計画の変更	
⑩	の 地 点	⑨の地点から方向角234度13分55秒の方向6.99mの地点	7	変 更 認 可 年 月 日	平成13年7月17日	
⑪	の 地 点	⑩の地点から方向角324度16分26秒の方向2.33mの地点	北海道告示第1306号			
⑫	の 地 点	⑪の地点から方向角54度16分47秒の方向3.10mの地点	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。			
⑬	の 地 点	⑫の地点から方向角324度17分09秒の方向12.80mの地点	平成13年7月27日			
⑭	の 地 点	⑬の地点から方向角234度16分47秒の方向3.10mの地点	北海道知事 堀 達 也			
⑮	の 地 点	⑭の地点から方向角324度17分16秒の方向4.99mの地点				
⑯	の 地 点	⑮の地点から方向角54度17分21秒の方向7.00mの地点				
(3)	面 積	A区域 444.06㎡				

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 登別市富岸町1丁目16番のうち
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 室蘭市陣屋町3丁目1番11号 宗教法人工ホバの証人の室蘭市北会衆
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成12年11月6日 都環第12 - 3号
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 河東郡音更町住吉台1番地3、1番地20
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河東郡音更町住吉台1番地 宗教法人 妙源寺 代表役員 大沼 泰行
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成13年3月30日 都環第12 - 4号

北海道告示第1307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 上磯町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画緑地事業202号上磯駅前広場公園
- 3 事業の施行期間 平成13年7月27日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 上磯郡上磯町飯生2丁目、3丁目及び常盤3丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞
市（区）町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容
浦 幌 町 西 尾 利 正 公 衆 衛 生 功 労

帯 広 市 市 松 井 日出雄 同
遠 軽 市 市 大 辻 幸 市 同
小 樽 市 市 盛 岡 悟 平 同
札幌市手稲区 山 菊 近 秀 和 食肉衛生功労者
早 来 町 町 菊 地 公 夫 同
北 見 市 市 蘆 田 孝 之 同
音 更 町 町 山 内 裕 一 食肉衛生優良従事者

公 報

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱に基づき、第4回実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成13年7月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試験実施日 平成13年11月11日（日）
- 2 試験地及び試験場所
- (1) 試験地は、次の表の右欄にあげる受験者の勤務地（勤務地がない場合は住所地）を所管する支庁ごとに定める左欄の市とする。

試験地	支	庁
札幌市	石狩、空知、後志、胆振、日高	
函館市	渡島、檜山	
旭川市	上川、留萌、宗谷	
網走市	網走	
帯広市	十勝	
釧路市	釧路、根室	

- (2) 試験会場は、受験申込者に対して受験票により通知する。
- 3 内容・方法 介護保険制度、ケアマネジメント等の基礎知識について5肢複択方式及び5肢択一方式で行う。
- 4 受験資格者の範囲

- (1) 実務経験5年以上、かつ業務従事日数が900日以上
医師、歯科医師、薬剤師、保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）、

理 学 療 法 士、作 業 療 法 士、社 会 福 祉 士、介 護 福 祉 士、視 能 訓 練 士、義 肢 装 具 士、齒 科 衛 生 士、言 語 聴 覚 士、あ ん 摩 ヲ ッ サ ー ジ 指 圧 師、は り 師、き ゅ う 師、柔 道 整 復 師、栄 養 士（管 理 栄 養 士 を 含 む。）、精 神 保 健 福 祉 士 の ほ か、特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 生 活 相 談 員 等 施 設 に 必 置 と さ れ て い る 相 談 援 助 業 務 に 従 事 す る 者	(2) 実務経験10年以上、かつ業務従事日数が1,800日以上 特別養護老人ホームの寮母等介護等の業務に従事する者 なお、受験資格要件の詳細は道保健福祉部介護保険課又は各支庁総務部社会福祉課に 問い合わせること。
	5 受験申込書の提出先 受験者の勤務地を所管する支庁総務部社会福祉課 受験案内、受験申込書等は各市（区）町村、各支庁総務部社会福祉課において配布する。
	6 受付期間 平成13年 8月28日（火）から9月5日（水）までとする。 なお、郵送の場合は平成13年 9月5日（水）までの消印のあるものに限り受理する。
	7 提出書類 (1) 受験申込書 (2) 実務経験（見込み）証明書 (3) 受験者整理カード（写真をはり付けたもの） (4) 資格を証明する免許等の写し
	8 受験手数料 7,700円に相当する額面の北海道収入証紙を所定の欄にはり付け、印章又は署名により 消印すること。
	9 受験票の送付 受験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送 付する。
収 入 料	
北海道石狩支庁告示第17号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による 意見の聴取を行う。 平成13年 7月27日 北海道石狩支庁長 山 本 文 夫	
1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名 意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物の敷地の外周から100メートル以内の居住	

者、建物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。 （「別紙」は、省略し、その住所及び氏名は北海道石狩経済部建設指導課及び北広 島市建設部建築課に備え置いて縦覧に供する。）	
2 意見の聴取の事由 建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、次の建築物の建築許可をしようとする ため	建築主の住所及び氏名 北広島市松葉町 3丁目 7番地 4 北広島エフエム放送株式会社 代表取締役 田淵光夫 敷 地 の 位 置 北広島市松葉町 3丁目 7番地 4 建 築 物 の 用 途 FM放送局スタジオ 工 事 の 種 別 既存建築物の一部の用途変更 建築物の構造及び階数 木造 2階 建 築 面 積 84.63㎡ 延 べ 面 積 163.08㎡ (FM放送局スタジオに供する部分6.00㎡)
3 意見の聴取の期日 平成13年 8月 1日（水）午後 6時	
4 意見の聴取の場所 北広島市中央 4丁目 2番地 北広島市中央会館 集会室	
北海道空知支庁告示第16号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工 事は、完了した。 平成13年 7月27日 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰	
1 開発区域又は工区に含ま れる地域の名称 岩見沢市志文町947番 1、2	
2 開発許可を受けた者の住 所及び氏名 いわみざわ農業協同組合	
3 開発許可年月日及び番号 平成13年 3月 8日 空建指第12 - 16号	
北海道胆振支庁告示第6号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工 事は、完了した。 平成13年 7月27日 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純	

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 登別市登別東町5丁目32番1、32番14のうち、33番17、34番26
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 登別市中央町4丁目1番地18 常盤建設株式会社 代表取締役 中川 実
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年5月29日 胆建指第13 - 2号

北海道胆振支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月27日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 登別市青葉町51番1のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 登別市青葉町51番地1 ノースジャパン研機株式会社 代表取締役 牧野 勉
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月13日 胆建指第13 - 6号

北海道十勝教育庁告示

北海道教育庁十勝教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年7月27日

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

- 1(1) 入札に関する事項
- ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入（机・椅子類）生徒用机・椅子、事務用机・椅子など7品目 1,567点
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日（月）
- エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3

丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

イ 入 札 日 時 平成13年9月4日（火） 午前10時

（郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着のこと。）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で作付する。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) そ の 他

ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (10) Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Nature Desk of students, Chair of students, Office desk, Office chair and others b . Quantity 7 items, 1, 567 units B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M September 4, 2001 C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117 2(1) 入札に関する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入 (電気類) パソコン、テレビなど23品目 50点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日 (月) エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校 (北海道帯広市東5条南2丁目)	(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂 (郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課) イ 入 札 日 時 平成13年9月4日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着のこと。) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他 ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当
---	--

第 三 八 二 号

報 告 公 道 海 北

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Nature Personal Computer, TV and others b. Quantity 23 items, 50 units B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M September 4, 2001 C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education, Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext.3117 3(1) 入札に関する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校舎改築に係る物品購入（教材類） OHP など30品目 80点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日（月）	
エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目） (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課） イ 入 札 日 時 平成13年9月4日（火） 午前10時 （郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着のこと。） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で作付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他 ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い	

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Nature Over head projector and others b. Quantity 30 items, 80 units B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M September 4, 2001 C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117 4(1) 入札に関する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入（机・椅子類） 事務用机など5品目 146点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。	ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日（月） エ 納 入 場 所 北海道鹿追高等学校（北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地） (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課） イ 入 札 日 時 平成13年9月4日（火） 午前10時 （郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着のこと。） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で作付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他 ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
--	---

第 1283 号

北 海 道 公 報

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線3117 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (10) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a . Nature Office desk and others b . Quantity 5 items, 146 units B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M September 4, 2001 C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education, Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117 5(1) 入札に関する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校及び北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入（実験台類）	生使用実験台など2品目 29点 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日（月） エ 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目） 北海道鹿追高等学校（北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地） (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課） イ 入 札 日 時 平成13年9月4日（火） 午前10時 （郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着のこと。） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (8) 契約書作成の要否 (9) そ の 他
---	--

ア 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Nature

Experiment table of student and others

b. Quantity

2 items, 29 units

B. Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M September 4, 2001

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs

Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.

Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入

ア 名称及び数量

事務機器類、家具類、器械類、厨房類など

143品目 725点

イ 予定時期

平成13年8月頃

(2) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入

ア 名称及び数量

電気類、教材類、事務機器類、家具類、器械類、厨房類など

117品目 964点

イ 予定時期

平成13年8月頃

調 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第60号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年7月27日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 内ヶ島敏博
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地
型 式 の 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
1	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	トキトキトラキユラMB
	製 造 業 者 名	株式会社高尾
	型式試験番号	10022000

第 1283 号

公 報 頁 報 北

	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10022000号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島敏博
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
2	型 式 の 型 式 名	レッツヨーザウルスMA
	製 造 業 者 名	株式会社高尾
	型 式 試 験 番 号	10022100
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10022100号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 の 型 式 名	C R ・ 新 綱 取 物 語 K
3	製 造 業 者 名	株式会社平和
	型 式 試 験 番 号	10026900
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10026900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンプセイアルアンドデイ
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 杉島紀志男
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
4	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

	の 型 式 名	C R 必 勝 カ イ ト U T
	製 造 業 者 名	株式会社サンプセイアルアンドデイ
	型 式 試 験 番 号	10024200
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10024200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石井 治夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1
	遊 技 機 の 種 類	回胴式遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 の 型 式 名	オサンボテンコク
5	製 造 業 者 名	高砂電器産業株式会社
	型 式 試 験 番 号	14021500
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14021500号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 里見 治
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 の 型 式 名	C R U F オ キ ャ ム R
	製 造 業 者 名	サミー株式会社
6	型 式 試 験 番 号	10024000
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10024000号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 コナミパーラーエンタテインメント株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 木戸 秀二

7	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県座間市東原 5 丁目 1 番 1 号
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
	型式名	ビッグフオーチュン V	
	製造業者名	コナミパーレーエンタテインメント株式会社	
	型式試験番号	14018800	
	検 定 年 月 日	平成13年 7 月 27 日	
	検 定 番 号	第14018800号	
	検定の有効期間		
	公示の日（平成13年 7 月 27 日）から 3 年間		
8	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区和区鶴舞二丁目 2 番18号
	遊技機の種類	ばちんご遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	C R ギャオギャオアソソ 3	
	製造業者名	奥村遊機株式会社	
	型式試験番号	10028200	
	検 定 年 月 日	平成13年 7 月 27 日	
	検 定 番 号	第10028200号	
	検定の有効期間		
	公示の日（平成13年 7 月 27 日）から 3 年間		
9	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区見寄町125番地
	遊技機の種類	愛知県名古屋市中区見寄町 125 番地	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	C R ひとみの料理教室 2	
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	
	型式試験番号	10026100	
	検 定 年 月 日	平成13年 7 月 27 日	
	検 定 番 号	第10026100号	
	検定の有効期間		
	公示の日（平成13年 7 月 27 日）から 3 年間		

10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町 1 丁 4 番 5 号 株式会社ネット
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県尼崎市東本町 3 丁目23番
	型式	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	型式名	トーフオヤコ
	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	04045400
	検 定 年 月 日	平成13年 7月27日
	検 定 番 号	第04045400号
11	検定の有効期間	公示の日（平成13年 7月27日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町 1 丁 4 番 5 号 株式会社ネット
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県尼崎市東本町 3 丁目23番
	型式	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	型式名	トリガルチャンス S T
	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	14018400
	検 定 年 月 日	平成13年 7月27日
12	検 定 番 号	第14018400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年 7月27日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町 1 丁 4 番 5 号 株式会社ネット
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県尼崎市東本町 3 丁目23番
	型式	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	型式名	メガクライシス
	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	14023000

第1283号

北 海 道 公 報

	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14023000号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 小林 昭子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
13	型式名	キタちゃんカントリーG
	製造業者名	株式会社北電子
	型式試験番号	14020700
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14020700号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 小林 昭子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ロソA - 30
14	製造業者名	株式会社北電子
	型式試験番号	14020800
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14020800号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	島根県松江市菅田町19番地1 株式会社弁慶
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 西川 忠男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県前橋市上細井町152番地
15	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	
	製造業者名	

	の 型 式 名	パラサイトBT
	製造業者名	株式会社弁慶
	型式試験番号	14003400
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14003400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	島根県松江市菅田町19番地1 株式会社弁慶
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 西川 忠男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県前橋市上細井町152番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	パラパラセブン
16	製造業者名	株式会社弁慶
	型式試験番号	14006300
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第14006300号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安藤 寿雄
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
17	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR燃えよ龍神拳R
	製造業者名	株式会社ミズホ
	型式試験番号	10014900
	検 定 年 月 日	平成13年7月27日
	検 定 番 号	第10014900号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年7月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安藤 寿雄
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	
	遊技機の種類	

18	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式 の概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R 燃えよ龍神拳 F 株式会社ミズホ 10020600
19	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式 の概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R 燃えよ龍神拳 V 株式会社ミズホ 10014800
20	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式 の概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R キュータイーハニー 株式会社ミズホ 10012000
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式 の概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R キュータイーハニー 株式会社ミズホ 10012000
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式 の概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R キュータイーハニー 株式会社ミズホ 10012000

規 則 條 々 第 四 章

北海道警察本部告示第 101 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年7月27日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
交通反則告知書 195,700組

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 限 平成13年9月7日

- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 道内において印刷することが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年7月27日から8月3日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部交通部交通指導課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 5141

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

根室海区漁業調整委員会
根室支庁管内羅臼町のサシイル川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

根室海区漁業調整委員会指示第2号

根室支庁管内羅臼町のサシイル川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成13年7月27日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

根室支庁管内羅臼町のサシイル川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第132号)第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区		域		沖 合	期 間
河 口 及	び 沿 岸	方 位 (真方位)	左 方 右 方		
左 海 岸	右 海 岸				
目梨郡羅臼町海岸町三十七番地	目梨郡羅臼町海岸町三百八十二番の一地向知事	96°00'	96°00'	300 m	平成13年9月11日から9月30日まで
先に知事が建設した標柱の位置		番の一地向知事が建設した標柱の位置			

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の線を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

平成十三年七月二十七日

金曜日

一三六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課